

埼玉の 暮らしと 社会保障

2021年2月1日発行 第298号

(毎月1回発行)

発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-1 2-8 自治労連会館1階

TEL 048-865-0473 FAX 048-865-0483

ホームページは「埼玉社保協」で検索ください

窓口負担が

2倍に!

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」

75歳以上の医療費2割化法案は廃案に!

厚労省は1月13日、社会保障審議会医療保険部会において75歳以上の医療費2割負担化などの医療保険制度改革の議論がまとめられ、関連法案の通常国会提出を確認しました。改革は大きく3つの構成に分けられています。第1に「世代間の給付と負担の公平を実現するため」として①75歳以上の窓口負担2割化を導入する ②傷病手当金の支給期間の通算化する ③不妊治療の保険適用 ④任意継続制度の見直しを行う ⑤育児休業中の保険料免除 ⑥子どもに係る国保の均等割負担減額 ⑦出産育児一時金引上げ、などとなっています。第2は、医療機関の機能分化・連携及び国保の取組み強化となっていて、都道府県国保運営方針の中で、法定外繰入解消の計画記載を規定させます。また、大病院受診の定額負担が200床以上に拡大されます。第3に、生涯現役で活躍を推進とする健康分野で、労働者の健診情報について保険者と事業者の情報交換や後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐ、などとなっています。

こうした改革を実行するために、関連法案がつけられ健康保険法、高齢者の医療確保法、国民健康保険法、などを一部改正します。法案の名称は「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」となります。この法案では75歳以上の医療費窓口2割負担を導入すること、国保法で国保の法定外繰入の解消・禁止などを県国保運営方針に記述されること、などから到底容認できません。2割負担導入は2022(令和4)年10月1日実施としています。

現在すでに「現役並み所得者」は3割負担となっています。

新たに2割負担となる方の対象は「一定以上の所得がある方」とされ、中低所得となる年収200万から383万円未満の場合です。現在の1割負担が2割負担になるという事は病院等窓口負担金が2倍にも増額するということになります。負担増は受診抑制につながります。コロナ禍にある中で受診抑制はより深刻な影響が起るのではないかと懸念されます。

なお、法案に「全世代対応型の社会保障」の文言を入れて現役世代の負担は軽減するとしています。本当でしょうか。厚労省の説明資料によれば、現役世代が負担(国保などにある後期高齢者医療分のこと)の1人当たり軽減額は年間1100円で月額100円未満にすぎません。世代間の対立をあおるのではなく、国の責任で負担軽減すべきです。

安倍政権以来の悪だくみ ー

「2割化法案」は他の法案と一括で国会に提出

一方で国保の子ども均等割軽減を法制化します。これはこの間私たちが要求してきたことであり前進です。これで未就学児の均等割が半減します。その費用は国が1/2で他は県と市町村が各1/4負担します。実施は2022年度です。このように改善する法案と一括した法案になります。反対運動をやりにくくする姑息な狙いが伺えます。

コロナの感染が拡大するなかで、受診抑制を強め高齢者の命をも脅かす75歳以上の2割負担導入を許さない運動をひろげましょう。



コロナ対策? 「GO TO」事業1兆円含む第3次補正予算成立

2020年度第3次補正予算が1月28日に自民・公明・維新の賛成多数で可決・成立しました。総額21兆円の規模で緊急経済対策は約19兆円ですが、コロナ対策はわずか4.4兆円にすぎません。マイナンバーカード普及などに11兆円も計上。この中にはGOTOトラベルを延長するため1兆円、GOTOイート515億円、公共事業の国土強靱化に3.1兆円、防衛装備品支払い前倒し経費2816億円など2021年3月までに緊急に必要な費用が含まれています。1月8日からコロナ感染の急拡大により2回目の緊急事態宣言が発出され、爆発的な感染拡大の抑制対策が求められていましたが、これでは現下の局面に対応できません。

(埼玉社保協 事務局長 川嶋 芳男)

国会行動・埼玉デー 第1回目

行動の自粛はするが、運動は委縮しない



1日27日、第204回通常国会で、第1回目となる「国会行動・埼玉デー」が取り组まれました。県民要求実現埼玉大運動実行委員会に結集する8団体から37人が参加しました。コロナ禍の中なので、私の所属する埼玉民医連は職員一人の代表派遣としました。

今回の行動は、緊急事態宣言下でもあり、感染予防対策を十分にとって、国会議員への要請も相手の意向も踏まえて短時間とし、場合によっては要請書を事務室ポストに入れるのみにするなどの取り組みとしました。

国会内集会では、代表委員の一人である新島善弘埼玉労連議長が開会あいさつと情勢を報告し、各参加団体による活動交流が行われました。

私は、医療従者として、高齢者の新型コロナウイルス感染症患者が重篤になっても、重症者用の病院に転院できず、中軽症を診る病院で患者の看取りが行われるなど「いのちの選別」という事態が起こっていることを紹介し、既に「医療崩壊」という事態にあり、国に真つ当なコロナ対策を求めたいと発言しました。

国会議員要請では、新婦人の方と一緒に参議院議員を訪問しました。

対応してくれた公明党の議員秘書は、「第3次補正予算が衆院を通過したが、感染対策が改善すると思えない」と私が伝えると、苦笑いしながら「やりますよ」だけ言いました。

日本共産党の伊藤岳参議院議員には、「いのち署名(安全・安心の医療・介護の実現といのちと健康を守るための国会請願署名)」を受け取ってもらいました。

2月以降の国会行動・埼玉デーは、緊急事態宣言が続きますが、「行動の自粛はするが、運動は委縮しない」という立場で、感染予防対策をしっかりと行いながら継続する予定です。

(埼玉民医連 保土田 毅)

チラシを見た市民が相談に訪問

「相談会」を発展・継続していく必要を痛感

富士見市なんでも相談会



年末恒例の「富士見市なんでも相談会」が12月12日土曜日午後2時から4時までの日程で、鶴瀬サンライトホールにおいて実施されました。今年は新型コロナの影響で直前まで開催が危ぶまれましたが、こういう時だからこそ行ふ必要があるとの実行委員会の強い思いもあり、万全の対策(飛沫防止パーテーションの設置、相談室の人数制限、消毒、体温計、マスク着用等を徹底)で行われました。

当日は、開催時刻のだいぶ前から相談者が集まるなど、いつもより多く計12人の相談者が訪れました。相談内容も相続問題、健康問題、家族の介護、仕事、労働相談、これからの生活に対する不安など切実な内容でした。弁護士、行政書士、介護福祉士、専門家、市議会議員のみなさんたちに丁寧に対応していただきました。

帰りがけに、受付に笑顔で「よかったです」と明るく話す相談者もあり、多くの相談者が解決への展望を得ることをもって帰られた印象でした。

今回の特徴は、宣伝カーでの宣伝は自粛したにもかかわらず、チラシを見て訪れた人が多くいて、今まで声がかかりにくかった市民の参加が増えたことです。

政府による消費税の増税、福祉・医療の後退等の中で、コロナ禍のもと、さらに生活がひっ迫・拡大している実態が浮かび上がりました。

実施が危ぶまれた今回の「なんでも相談会」でしたが、実施して本当に良かったと思いました。これからも少しでも市民生活の一助になるように「なんでも相談会」を発展・継続していく必要を痛感しました。

最後に開催にご協力を頂いた相談員をはじめ、多くの皆様に深く感謝申し上げます。

(富士見市社会保障をよくする会ニュースNO.180より
人間東部労連副議長 児島 健作)

今年も総選挙

より良い社会にしていくために

ともにがんばっていこう

埼玉土建旗びらき



1月8日(金)、ホテルブリランテ武蔵野で、埼玉土建の旗びらきがおこなわれ、118人が参加。総選挙もおこなわれる今年一年を、奮闘していく決意を固めました。今回は、新型コロナウイルス感染症対策のため、座席は間隔をあけて、体温測定やアルコール消毒を徹底し、飲食もなしと、例年とは大きく運営方法を変えておこなわれました。

開会あいさつで齊藤委員長は「今年も総選挙がおこなわれる。より良い社会にしていくためにともにがんばっていこう」と呼びかけました。

旗びらきでは、全建総連の勝野圭司書記長、群馬県建築業組合連合会の森田良雄会長、埼玉労連の新島善弘議長、オール埼玉総行動の小出重義実行委員長、立憲民主党の山川百合子衆院議員、日本共産党の伊藤岳参院議員が来賓あいさつ。

全建総連の勝野書記長は、国保組合の予算要求など諸運動での協力を感謝するとともに、コロナ禍による厳しい情勢のなかだが、絆を強めて、組合の求心力を強めていこうと訴えました。

共産党の伊藤参院議員は「菅総理大臣は『国民のために働く内閣』と謳(うた)っているが、緊急事態宣言発出に対する国会説明は見送るなど、国会には出てこない」と首相の姿勢を批判。「もう私たちは充分自助はしてきた。総選挙で政治の転換を図っていこう」と述べました。

また、緊急事態宣言により参加が急きよ取りやめとなった大野元裕埼玉県知事からは、メッセージが寄せられました。

その後、ニューズペーパーの3人によるコントがおこなわれ、菅総理大臣、小池東京都知事、トランプ米大統領に扮してネタを披露。会場を盛り上げました。

最後に、戸田次世代対策部長が「今日は久しぶりに全県の皆さんの顔を見ることができてうれしかった。今日は代表して声を出す、皆さんは心の中で発声してほしい」と呼びかけ、団結ガンバローをおこない終了しました。

(埼玉土建一般労働組合 教育宣伝部 苗村 泰平)

コロナ禍だからこそ、困難を乗り越え

運動の前進を願って獅子舞を披露

埼玉労連旗びらき

埼玉労連は1月9日(土)午後1時30分から、さいたま共済会館6階ホールで「2021年埼玉労連新春旗びらき」を開催しました。



今年の旗びらきは、コロナ感染防止の観点から、埼玉労連に加盟する単産・地域組織の代表のみの参加とし、毎回主賓としてあいさつしていただく団体にはビデオメッセージ、加盟組織の組合のみなさんにはオンラインでの参加をお願いしました。

冒頭、民族歌舞団「荒馬座」に獅子舞を披露していただきました。荒馬座の民俗芸能には、日本の太鼓や踊り・うたといった人々の生活の中から生まれ、働く人々の生活の喜怒哀楽、豊かな自然や命をいとおしむ心、生きる知恵や共同の喜び、そして困難を乗り越える強さや明るさが豊かに込められています。コロナ禍だからこそ、今の困難を乗り越え、運動の前進を願って獅子舞を披露しました。

続いて新島議長が年頭に当たり、あいさつしました。新島議長はコロナ禍で多くの国民が困窮化していること、医療・福祉などのエッセンシャルワーカーが大変な状況で奮闘していることを紹介しながら、安倍・菅政権の新自由主義に立脚した国民不在の政治と財界の新成長戦略に言及し、これに抗して人と人がつながり連帯する新しい未来の日本を労働者・労働組合が国民といっしょになってつくっていきこうと力強く訴えました。

ビデオメッセージは、全労連・小畑議長、頼高・蕨市長、埼玉弁護士会・岡本副会長、オール埼玉総行動・小出実行委員長、こくみん共済coop埼玉推進本部・金井本部長、中央労働金庫埼玉県本部担当・宮本常務理事、国労大宮工場支部・泉田委員長、自由法曹団埼玉支部・島田支部長、新婦人埼玉県本部・高田会長、日本共産党・伊藤岳参議院議員、梅村さえこ前・衆議院議員、塩川鉄也衆議院議員から寄せられました。また、埼玉県大野元裕知事はじめ越谷市長や滑川町長など首長、埼玉県経営者協会、埼玉県商工会連合会などの経営者団体など13団体からも祝辞・メッセージが寄せられました。

終了後、埼玉労連単産・地域代表者会議が行われ、「コロナ禍だからこそ、変えよう政治と社会、上げよう賃金と暮らし地域から労働組合が見える春闘で、共同広げ、要求を勝ち取ろう！」をスローガンに21春闘方針で、すでに実践されている取り組みなどが報告され、埼玉労連全体で21春闘の運動の方針を確認しました。

(埼玉県労働組合連合会 諸井 武志)

生保引き下げ違憲訴訟裁判

「自分は孤立していない。」

大勢の人たちとつながっている」

埼玉の裁判は今年中の結審予定



生活保護基準引下げ違憲訴訟第 22 回期日が行われた 1 月 20 日は、大寒らしい寒さが身に染みる日でした。その中を県内各地から傍聴券を求めて集まった皆さんは 48 人。傍聴は 29 席でしたので、今回も抽選が行われました。

傍聴できなかった 17 人は、陽だまりの歩道に横断幕を掲げておおよそ 30 分間のアピール行動を行い、藤田孝典さんを始め 4 人が、生活保護制度の大切さ、国民に寄り添わない政治が行われる中で司法の果たす役割の大事さ、公正な裁判を求める訴えを力強く行いました。

報告集会では、まず猪股弁護士から第 50 準備書面の説明です。厚生労働相の広範囲な裁量を認めた名古屋地裁判決に対して、堀木訴訟や老齢加算訴訟で国の財政事情の考慮を認めた判決を分析し、裁量の範囲は限定的であるべきと主張しました。老齢加算訴訟での焦点は老齢になったことで特別の需要が生じるか否かの問題であり、堀木訴訟は老齢年金と児童扶養手当の併給を認めるか否かが焦点で、両方ともに最低生活保障+αの問題なので考慮もありうるが、直接憲法 25 条第 1 項を焦点とする今回の裁判では財政事情の考慮は許されないと主張しました。老齢加算訴訟の判決では「保護基準の検討は、高度の専門的考察がなされなければならない」「引下げに見合った需要の減少が認められなければならない」としている点でも、名古屋地裁判決は生活保護利用者の需要について検討していないと述べました。

日本精神保健福祉士協議会から 2 人のソーシャルワーカーの方が初めて裁判を傍聴、埼玉連笹井会長や元中日新聞記者の白井氏とともに、激励のメッセージを送ってくださいました。

原告の 1 人は、「自分は孤立していない。これだけ大勢の人たちとつながっているんだ」と語り、会場に感動があふれました。集会参加者は 52 人でした。

埼玉の裁判は今年中の結審が予定されていて、いよいよこれから証人尋問や本人尋問など佳境に入ることになりそうです。そのほか、名古屋高裁の第 1 回控訴審が 3 月 8 日に予定されており、結審では大阪地裁が 2 月 22 日、札幌地裁が 3 月 29 日、福岡地裁が 5 月 12 日と次々に予定されています。

次回、さいたま地裁での 23 回裁判は 4 月 28 日（水）です。皆さん、ぜひ傍聴においでください。おおぜいの方々の参加で原告を励ましたいと思います。

(埼玉県生活と健康を守る会連合会
事務局長 高藤登喜恵)

草加の地で国保の改善運動に

邁進していきたい

草加の社保をよくする会 学習会を開催



草加の社会保障をよくする会では恒例の新春社会保障学習会を催し、埼玉社保協の川嶋芳男氏をお迎えし、国保税問題を学びました。1 月 21 日、緊急事態宣言が出される中でしたが谷塚文化センターに 28 名が集まりました。「高すぎる国民健康保税を引き下げて、所得に応じて払える保険料にするために」というテーマで講演を頂きました。

国保の歴史、しくみ、都道府県単位化、社会保障としての国保制度に転換を、など「国保税そのもの」をわかりやすく、解説して頂きました。

参加者の感想として「いつでもだれでも収入に関係なく、安心の医療がうけられるように」この願いの実現のためにがんばりたい、市町村の「国保」のしおりが、すでに自助、共助が強調されていることに、ウカウカしてられない感じです。など施しとしての施策ではなく権利としての社会保障を守り、発展させたいという決意が感じられます。

草加の社会保障をよくする会は、今回の講演に学びながら、草加の地で国保をよくするための運動に邁進していきたいと思います。

(草加の社会保障をよくする会 事務局長 加藤 栄一)